

平成29年5月吉日

顧 客 各 位

行政書士高松事務所
行政書士 高松 隆史

初回相談無料について

当事務所では、具体的な依頼案件をお持ちの顧客に対し、当事務所への依頼をご検討いただく上での判断材料を提供することを目的として、「初回相談無料」のサービス（以下「本サービス」といいます）を実施しています。

以下、その概要及び基本方針、注意事項等をご説明いたしますので、必ず事前にご一読くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 初回相談の範囲であれば、2回目以降も本サービスを適用します。
2. スポットの相談のみの業務は、本サービスの適用除外であり、この場合は有料相談として、所定の相談料（1回5,400円）を申し受けます。
3. 第2号の規定は、依頼案件をお持ちの顧客であっても、当初から当事務所への依頼を予定しない方の当該業務に関する相談について準用します。
4. 回答に調査又は考案等を要するものは有料相談扱いとし、本サービス実施中に当該相談を受けた時点で顧客の承認を得、以後の当該調査又は考案等に着手するものとします。
5. 相談料を頂いた場合、当該相談内容について、後日正式に依頼を頂いた場合は、業務報酬額より相談料相当分を差し引き受任します。
6. 第3号の顧客がその意思を秘匿し本サービスを申し込み、不当に無料でアドバイスを受けたと認めるときは、違約金として、相談料同額を請求します。
7. 本サービス予約後の予告なしキャンセルについては、迷惑料として、相談料同額を請求する場合があります。
8. 本サービスの提供により、顧客に当事務所への依頼を強要することはありませんが、依頼するか否かの結論は、必ずお知らせくださいますようお願いいたします。

以上